

「愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正」の概要

1 改正の趣旨

環境影響評価法施行令が一部改正（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行予定）され、新たに大規模な太陽電池発電所（4万kW以上）が法に基づく環境影響評価の対象に追加されたことを踏まえ、法対象に満たない規模の太陽電池発電所（2万kW以上）について、規則改正により、愛媛県環境影響評価条例の対象事業に追加する。

また、平成24年に法対象となった風力発電所（規模要件：1万kW以上）については、東日本大震災後の電力需給の状況等を鑑み、条例対象への追加を保留していたが、現在の電力需給等を踏まえ、同様に条例の対象事業（規模要件：5,000kW以上）に追加する。

2 一部改正の概要

(1) 対象事業の規模要件（別表第1関係）

- ・出力が20,000kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業を対象事業とする。変更の工事においても同様とする。
- ・出力が5,000kW以上である風力発電所の設置の工事業を対象事業とする。変更の工事においても同様とする。

(2) 軽微な修正の要件（別表第2関係）

太陽電池発電所及び風力発電所ともに、「発電所の出力が10%以上増加しないこと」及び「対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと」を要件とする。

(3) 軽微な変更の要件（別表第3関係）

- ・太陽電池発電所については、「発電所の出力が10%以上増加しないこと」及び「対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと」を要件とする。
- ・風力発電所については、「発電所の出力が10%以上増加しないこと」、「対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと」及び「発電設備の位置が100メートル以上移動しないこと」を要件とする。

3 改正規則の公布・施行日

公布：令和元年11月29日

施行：令和2年4月1日（改正環境影響評価法施行令施行日と同一日）